

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

9 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年9月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 9月22日(木) 午後2時30分から午後4時10分まで

2 場 所 鳳来支所3F教育相談室

3 出席委員

馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長
小林教育総務課長
夏目学校教育課長
鈴木生涯学習課長
杉山生涯学習課参事
柿原文化課長
加藤文化課参事
佐宗スポーツ課長

5 書 記

請井教育総務課庶務係長

6 議事日程

開 会

日程第1 7月会議録の承認

日程第2 9月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 9月の行事・出来事

日程第3

第17号議案 新城市生涯学習推進員に関する規則の制定について

(生涯学習課)

日程第4 協議・報告事項

(1) 9月定例会市議会の概要について(教育部長)

(2) 平成27年度教職員定期人事異動について(学校教育課)

(3) 図書館まつり2014の報告について(生涯学習課)

日程第5 その他

(1) 平成26年度愛知県教育委員会教職員表彰の被表彰者の決定について
(学校教育課) 秘密会議

- (2) 新城市芸術鑑賞教室について（文化課）
- (3) きのこ展の開催について（文化課）
- (4) シンポジウム「東三河のジオサイトの可能性」の開催について（文化課）

次回定例会議（案） 10月23日（木）午後2時30分
（鳳来支所3F教育相談室）

閉 会

○委員長職務代理者

本日、委員長、ご都合で欠席ということで、きょうも議長は職務代理、馬場が代行します。よろしくをお願いします。

9月の定例会議を始めます。

日程第1 7月会議録の承認

○教育長職務代理者

日程第1、7月会議録の承認ですが、事前に目を通していただいております。

何か御意見、御質問がありましたら。

異議なしということで、いいでしょうか。

それでは、署名のほうをお願いします。

(署名)

ありがとうございました。

日程第2 9月の新城教育

○委員長職務代理者

日程第2、9月の新城教育、(1)教育長報告をお願いします。

○教育長

お願いします。5点報告したいと思います。

1点目は、教育委員会事務局の移動ということであります。9月1日より、これまでの市民体育館からこちらの鳳来支所のほうに移動しました。本日は初めてということで、慣れないところへ教育委員の皆様方お出かけいただきまして、ありがとうございました。

そうした中で、9月の私自身の教育長の動きを見てみますと、終日在庁しているのは4日だけで、あとは本庁だとか、出張だとかということで、なかなかここにおいて、机の前で事務を執り行うという時間が少ないなあと、これが例えば向こうの本庁と一緒に場所であれば随分違っているなというようなことで、一カ所に集中するという意味合いの事務効率について感じさせられる日々です。

事務局職員も、一日も早くこっちに慣れまして、新しい事務局で新城教育全体を見て、それぞれの使命を全うしていきたいと考えております。

2点目、体育大会、運動会ですけれども、9月13日に中学校6校、9月20日と21日に小学校が運動会を行いました。

例年ですと、雨の心配とか熱中症の心配等があつて非常に大変でしたけれども、本年度は幸い秋らしい天候の中で、あるいは20日土曜日なんかはちょっと肌寒いぐらいの中で行えたということで、多少のけが等はございましたけれども、無事挙行することができました。

中学校の体育大会では、いろいろな中学校で新記録が生まれておりまして、今年の一つの意気込みといったようなものを感じさせられました。

3点目は、9月の定例会議の報告であります。

また後ほど部長から詳しく報告がございますけれども、一般質問で滝川議員さんから、先日の市長の教育委員会への五つの提案について、今、教育委員会の進行具合はどうなんだという質問がございました。それについては、我々が今日も協議いたしましたように、4月から始めており、最近については7月、8月、9月と市民憲章に特化して議論を深めておりますという報告をさせていただきました。

今後につきましては、さらに他の提案も含めまして教育委員会で協議し、その後、市長とともに今後の方向を定めていきたいという回答をしておきました。

それから、4点目は、新城市教育憲章についてですけれども、先ほどまでも最終案について議論をいただきました。これで内容についても、表現についても、一応教育委員会としての方向が定まりましたので、今後それを清書いたしまして、市長とスケジュール調整をして、市長と教育委員会の協議という形で進めていきたいと思っております。

5点目、その他ですけれども、三つございます。

一つは、子どもの健やかな成長を願う会議ということで、市民文化講座に高橋史朗さんをお迎えし、家庭教育、特に親学についてのお話をいただきました。

また、講演の後半部分30分、教育長との対談ということで話し合いを行い、終了後、PTAと教職員で分科会に分かれて、昨今の子どもを取り巻く教育課題について話し合いました。

そんな中で、高橋先生が「新城共育12」について、随分取り上げていただきまして、これは素晴らしい内容なので全国に広げていきたいというようなことをおっしゃってみえました。

そして、そんな中で「共育12」と今、道徳の特別な教科化が言われておりますけれども、道徳の小学校で22項目、中学校で24項目の徳目があるわけですけれども、そういったものと「共育12」とのかかわり、あるいは中国、日本の伝統的な道徳である「仁・義・礼・知・信」の5徳、8徳、10徳とのかかわり、あるいは日本古来から言われてきている什の掟等とのかかわり等、ぜひ一覧表にして教えてほしいということですので、すぐにまとめてお送りしておきました。

いずれにいたしましても、そういった家庭教育あるいは社会教育のオーソリティから「共育12」について、今後の大きな元気づけをいただいたということ、それに元気づけられて、さらに新城としても頑張っていきたいなと思っております。

それから、2点目は、これは教育とは関係ないのですけれども、地域の元気ということで、先だって民間の酒屋さんが「全国酒蔵めぐり」という会を文化会館の展示室で行いました。地元の地酒メーカーの3銘柄と全国の有名酒造メーカー10銘柄がそれぞれ蔵の方が来て振る舞ったわけなのですけれども、そこへ150人ぐらい集まったんですかね。大変お酒も入っていることで、にぎやかに、そして楽しく交流ができたなあということを思います。そんな中で私は日本酒なので当然、男性が大半だと思ったら、3分の1近くが女性が占めておりましたので、これはひょっとしたら隠れたファンとして、女性がもっともっとあるんじゃないかと思いました。これからの酒文化を担うのも女性かなというようなことを感じましたが、いずれにいたしましても、蔵のあるまちというのは古い歴史のあるまち

です。新しいまちにはありません。そういう意味合いで、この新城と奥三河で、三つの酒蔵があるわけですけれども、今、大変日本酒を取り巻く環境は厳しい状況にあります。まちの酒屋さんもどんどん店を閉めているという状況の中で、日本文化であり、伝統文化である地域のそういった酒蔵を支援していくといったようなことも市民力として必要なことではないかな。それが地域の元気に結びつく一つの要素ではないかということを思います。

それから、その他の3点目ですけれども、鳳来中学校がアメリカのテキサス州サンアントニオ市へアラモの砦と長篠城との関係で、派遣団が11月3日から11月9日の間、新城代表として派遣されることになりました。

これは、鳳来町時代に鳳来中学校とサンアントニオ市が10年にわたって約150名の中学生を派遣してきたという実績に基づきまして、アラモの砦と長篠城の戦い、それにちなんだ平和の石碑を志賀重昂がそこへ立ててから100年がたったという、そういう100周年でぜひ新城市に来ていただきたいということで実現の運びとなったものです。

引率大人2名、それから中学生4名、合計6名の派遣団となります。鳳来中学校で募集したところ、非常に多くの生徒が応募しまして、5倍から8倍のそういった競争率だったそうですけれども、先だって選考審査面接が行われまして、いよいよ派遣に向けて準備を開始するといったような状況になっています。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

教育長報告について、御質問、御意見ありましたら、どうぞ。

(発言する者なし)

いいですかね。

それでは、(2) 9月の行事・出来事について、各課それぞれ御報告をお願いします。

教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

お願いします。

教育総務課ですが、9月10日、地方教育行政の組織及び運営に関する報告、今回の改正の法ですが、この説明会ということで文部科学省が地域ごとに回っているいろいろな説明をしているということで、岐阜大学のほうでこの中部地区の担当者の説明がありまして、私が行ってまいりました。文科省のほうの企画監、いわゆる課長職ですかね、が直接お話をいただき、国のほうの意気込みを感じてまいりました。

この内容については今月の29日、ここには書いてありませんが、部内の課長職以上に集まっただいて、今後のこともありますので、この内容の説明をしながら、我々はどういうふうに改正をしていくかという事務レベル的なことを詰めていきたいと考えております。

11日、前田市二氏が死亡叙勲を受けられましたので、表彰伝達式ということで、県庁のほうへ奥様とうちの係長と行ってまいりました。

12日、予算決算委員会で、質問がありましたので、私がお答えをさせていただきました。

17日、作手総合施設整備に関して、企画から教育委員会、それから地域振興との調整会

議ということで、企画が主導でいろいろな調整をして会議を行いました。

それから本日、定例委員会です。

29日ですが、10月4日の市政功労表彰、教育委員会表彰の打ち合わせが庁内で行われます。

土日・祝日について、10日、24日、鳳来北西部の小学校再編会議が予定をされており、既に10日については行っております。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

次に、学校教育課、お願いいたします。

○学校教育課長

学校教育課ですが、22日であります、八名中学校の学校訪問がございました。子どもたちも体育大会を終え、大変落ち着いてしっかり学習している様子が見受けられました。

25日、第6回の校長会議。これは、こちらに移った関係上、場所がうまく押さえられなかったので、消防の防災センターで会議を行うことになっております。29日は、千郷小学校の学校訪問であります。

13日の土曜日、20日の土曜日、中学校の体育大会、小学校の運動会、21日も小学校の運動会ということで、この3日間すべて天候に恵まれまして、しかもそれほど暑くなく、子どもたちにとってはつらい環境でなくできたことが大変よかったのではないかと考えております。

特に閉校を迎える学校につきましては、例えば、私は連谷小学校に行っていました、地域の方々が皆さん集まって、記念写真を終わってから撮っていました。子どもたちも、4名しかいませんでしたが、元気に頑張っております。

27日土曜日、鳳来中部小学校の運動会、28日の日曜日は中学校陸上競技大会が予定されております。土日等の大会につきましては、教育委員様に大変お世話になりまして、本当にありがとうございました。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

9日の火曜日に新城設楽の家庭教育推進運営協議会ということで、県の教育事務所主催の会議でございます。11月29日に家庭教育の大会が文化会館でありますので、それに向けた事前の打ち合わせ会ということで会議がございました。

11日の木曜日、市議会の厚生文教委員会で、生涯学習課では、後ほど本日の教育委員会会議の議案で提出しております生涯学習推進員にかかる条例の改正案件がございましたので、委員会の出席がございました。

17日水曜日の作手関係は先ほど教育総務課長の説明のとおりです。

24日の水曜日に代表区長会があります。これも来年度から始める生涯学習推進員にかかる事前の説明をする予定でございます。

同じ日に新城設楽の人権教育研修会がございますので、係の者が出席いたします。

土日の関係ですが、今度の土曜日に2回目になります成人式の代表者会を予定しております。

以上でございます。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

それでは続けて、文化課、お願いします。

○文化課長

まず作手総合施設整備の関係で、2日に今後の運営等を参考にするために豊橋市内の市民館等を視察いたしました。

17日、先ほどもありましたように調整会議が行われまして、山村交流施設の関係で出席をしております。

3日、市制10周年の記念事業検討庁内委員会が開催されまして、11日に愛知県博物館協会実行委員会が瀬戸市で開催されました。

16日は、予算決算委員会、決算の方の質疑がありましたので、出席をしております。

3日につくでの森の音楽祭の実行委員会が開催されました。

6日には、高橋史朗さんを講師に今年度の2回目の市民文化講座を開催しまして、約340名の来場数がありました。先ほどの教育長報告でもありましたように、この講座の中で高橋さんと和田教育長の対談を行っております。

6日、愛知学院大学のゼミの実習として行われておりました萩平遺跡の発掘に関する説明会が行われまして、約20名の方が参加されました。

8日の月曜日、文化事業の運営委員会。

13日の土曜日、つくでの森の音楽祭を開催しまして、約70名の来場者がありました。

同じく13日に設楽原歴史資料館でふみの蔵コンサートを開催しまして、約70名の来場者がありました。

17日、新城歌舞伎の実行委員会、それから20日の土曜日ですが、本年度の2回目の長篠城址史跡保存館歴史講座を開催しまして、約100名の方が受講されております。

今後の予定ですが、本日の夜に作手の山村交流施設の打ち合わせ会、また、あすですが、馬防柵を愛する会の主催で、小林芳春先生を講師としまして、長篠・設楽原の戦いに関する講演会を設楽原歴史資料館で開催する予定です。

以上です。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、鳳来寺山自然科学博物館、お願いします。

○文化課参事

9日、名城大学の学芸員課程の研修の受け入れということで、資料の保存・収蔵に関する研修の受け入れを行っております。約60名の研修がありました。

13日、友の会との合同の行事なのですが、川砂の中の宝石探しということで設楽町の津

具で開催し、東栄町のグリーンハウスに一泊しての2日間にわたる研修会を行いました。

そして、21日、きのこ観察会ということで、これは三河きのこ会と合同で行いまして、28日から行うきのこ展に展示するための資料の収集も兼ねた観察会を行います。

27日、日本ジオパーク全国大会が長野県伊那市でありまして、そちらのほうに29日までの3日間視察に行つてまいります。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

それでは、最後にスポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

3日水曜日、第4回東三河ビジョン検討会議が東三河県庁で行われました。

同日、市制10周年記念事業の庁内委員会。

12日金曜日、KDDIと新城ラリー開催時の基地局設置について協議を行いました。

18日木曜日、新城ラリーについて、長久手と書いてございますけど、競技の主催者である会社、長久手にあり、そちらのほうに行つてラリーの打ち合わせを行つて来ました。

22日月曜日、スポーツツーリズム総合推進体制の検討会議がこの後開催されます。

24日、鬼久保ふれあい広場の開発打ち合わせ、2回目。開発といっても大げさなものではなくて、まず景観からということで市民を交えた現地での打ち合わせというような格好になります。

同じく24日、代表区長会議がございます。その折に新城ラリーのPRを兼ねた市民周知のお願いをする予定になっております。

26日金曜日、三菱自動車の岡崎工場にまいりまして、新城ラリーの協力依頼をしてまいります。

30日火曜日、スポーツツーリズムの総合推進体制検討会議7回目を開催いたします。

4日の木曜日、新城ラリーについて新城設楽建設事務所と協議を行いました。

同じく4日、第4回新城ラリー支援委員会を開催いたしました。

6日土曜日、スポーツレクリエーションフェスティバル東三河大会ゲートボール大会を開催いたしました。

21日日曜日、昨日でございますけど、新城ラリーの打ち合わせを総合公園で開催いたしました。

23日火曜日、カラフルタウン岐阜で新城ラリーのPRを行つてまいります。こちらにつきましては、新城ラリー支援委員会が中心になって行つております。愛知県の委託事業によるPRイベントが入つておりまして、そちらと合同でやる計画になっております。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

全部通して9月の行事・出来事について御質問、御意見ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○委員

教育総務課にお願いします。

鳳来北西部地区の小学校再編会議で、何か進捗状況で私たちが伺いしておいたほうがいいようなことがあったら、教えていただけるとありがたいのですが。

○教育総務課長

今現在、基本設計ということで小野田建設さんをお願いしてやっております。大分上がってきておりますので、また、形がある程度なってきたらまた御報告したいと思います。

それから、用地の関係であります。また、図面で御説明をしたいと思います。入口のところのいわゆる道路の拡張が一つ大きな問題があります。これについては、山側のところの土地の所有者に売っていただかないとということで、今現在も交渉中であります。また、この休み明けにお会いして行くということになっております。

それ以外にも、駐車場を予定している近隣の周りのところについては、既に私と櫻本のほうで地権者とお会いをし、皆さん分けていただけるといってはしております。今後、予算の関係もありますけれども、そちらについては順次また交渉をしてまいります。とりあえず一番入口のところは今まだ、その1件だけ話がまだできていないという状況にあります。

○委員

ありがとうございました。

○委員

生涯教育課に伺いたいのですが、17日の市議会の厚生文教委員会、どんな内容だったのかを教えてください。

○生涯学習課長

この後、17号議案で御審議いただきます。新都市生涯学習推進員の関係で条例改正が必要なものがございましたので、それを厚生文教委員会で御審議いただいたということです。

○委員

スポーツツーリズム総合推進体制検討会議というのが何度も繰り返されているのですが、今どんな流れなのかを教えてください。

○スポーツ課長

前回の教育委員会議の中でもスポーツツーリズム総合推進体制検討会議という形で報告させていただいたんですけど、最終的には市長が新しいDOS事業を行う部署を立ち上げるという方向で進んでおりますが、それに対して職員が、じゃあ、どういった形で、どの部署にというような話し合いをするわけなんですけど、いろいろな問題、例えばスポーツ課がやっている事業をそのまま持っていったいいものかどうなのかとか、一つの事業をやるにおいてもいろいろな市民の協力団体等々、スポーツ課ですとスポーツを中心とする団体等がございまして、そちらがあるから今のDOS事業ができているというのも一つあります。

市民を巻き込んだ協力体制をつくっていくには、どの課がこのDOS事業を受け持つのが最もいいのか。また、このDOS事業というのは、地域の振興というのですか、いわゆる経済効果というのものもある程度念頭に置いた事業でございまして。そういったものを現在のスポーツ課がやるのではなくほかの課でやったらもっと効果が出るのではないかと、そ

ったような話し合いの中で、今月末には市長に答申という格好でまとめ上げていく計画になっております。

○委員

この行き着く先というか、今のスポーツ課の中でない形でやっていくということですよ。これを一つきちんと仕上げていく。

○教育部長

このスポーツツーリズム総合推進体制を確立していくというのは、今期3期目の市長マニフェストの中にあつた項目の一つであります。

近年、新城ラリーがすごく盛り上がってきたということで、それをもっと市全体でしっかりとした推進体制つくっていったほうがいいじゃないかというような思いが根底にあつての話なのですけれども、じゃあ、具体的にどんな体制をつくろうかということで今、庁内で検討しているというのがこのスポーツツーリズム総合推進体制検討会議というものであります。

実は、ちょうど今始まったぐらいですかね、きょうも本庁で会議が行われてはいるのですが、基本的には今、DOS事業は、教育委員会のスポーツ課が担っております。それを主管をする部署を市長部局に移していこうという議論を今、しております。

というのは、DOS事業というものが地域再生プランの位置づけがあるものですから、これは教育委員会だけが担うものではないし、全体で担っていくべきものだというような考え方を持っております。

ただ、所管課を移してしまうと、果たしてうまくいくのかどうなのか。もっともっと盛り上げていかないといかんものですから、それが逆にしぼんでいくようなものではまずいのですし、そういったことをいろいろと今まで議論をしてきまして、まだ最終的な結論までは至ってはおりませんが、きょうあたり大体の落としどころを恐らく決めると思っています。総合政策部が所管をして、関係部局を集めてやっているということで、そんな動きになっております。

○委員長職務代理者

いいでしょうか。

ほかに。はい。

○委員

今の話で、私、息子が二人いるんですけど、別々のときに息子たちに聞いたんですね。新城を活性化するにはどうしたらいいと思うって言いましたら、二人とも同じ答えが返ってきて、今お話しされていた、それをもっと広げたらいいじゃないって。ほかに何かあるとか言われて。それを広めることが新城の活性化になるんじゃないのなんて、息子たちは外から見て、別々のときにそういうものをどこかで見たんですね。ですから、それを広めていくのが一番いいんじゃないのって言いました。

○教育部長

やはりこの外へ売り出すっていうんですか、情報発信をするってものにはなっていくと思うんですね、DOSの事業というのは。これからまた新東名が開通をしていくという話に

なりますと、ますます立地的にはすごくよくなるというようなことで、これをうまいこと
もっと受け取るというか、取り入れるというか、そういったことができる体制というものを
全庁的に整えていきたいと思いますという動きであります。

○委員

これは御報告と御礼なのですけれども、新城小学校の外周整備と庭園の工事が終わりました。
それで、樹齢の長い木も大事にさせていただきまして、私たち近隣の者の予想以上の
出来になりまして、びっくりしております。

庭園なんかも、木はいじらずに石だけちょこっと動かただけで別物になったような気が
いたしまして、伝統あるものを大切に扱ってくださって、生かしてくださったというその
姿勢がすごく伝わってまいりまして、やっぱり体育館をつくられた方と同じ事業者の
だったということで、やっぱり事務局の方々がそれをお伝えくださったということで、あり
がたいと思っております。

○委員長職務代理者

ほかにいいですか。

(発言する者なし)

それでは、次に移ります。

日程第3 第17号議案 新城市生涯学習推進員に関する規則の制定について

○委員長職務代理者

それでは、日程第3 第17号議案 新城市生涯学習推進員に関する規則の制定について、
生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

資料をめぐっていただきまして、第17号議案をお願いいたします。

それから、議案の別表のその次に参考資料がつけてございますので、そちらもごらんい
ただきながら、よろしくをお願いいたします。

現在、本市の生涯学習活動の一環としての公民館活動は、公民館分館長さんを中心に活
動を進めていただいております。

そして、その活動はというと、新城、鳳来、作手の3地区でそれぞれ異なっておりまし
て、市の条例に規定された公民館での活動、地元管理の公民館での活動、地域のコミュニ
ティ活動という形でそれぞれ展開を現在していただいております。

そこで、市として生涯学習活動を一体的に進めるには、これまでの公民館分館という建
物のハード面を切り離して、ソフト面であります公民館活動、コミュニティ活動へ視点を
移していきたいために、その活動の推進役を公民館分館長という名称から生涯学習推進員
という名称に変更したいと思い、事務を進めてまいりました。

定例教育委員会会議におきましても、去る1月23日の会議において、変更内容について
御説明を申し上げ、御理解をいただいているところでございます。

そして、先週閉会いたしました9月の定例市議会において、関係する条例の改正が成立
いたしましたので、来年度、平成27年4月から名称の変更が行えますよう、本日の教育委

員会会議におきまして生涯学習推進員の詳細を規定する規則の制定をお願いするものでございます。

具体的に、規則の中身につきましては、資料を見ていただきまして、主だったものですが、第2条、委嘱等でございますが、第2条で、活動する区域と行政区が一致していない地区がございますので、それを明確にするため委嘱方法について規定しております。第3条で、生涯学習推進員の職務を具体的に規定しております。第4条で、任期をこれまでの公民館分館長と同じ1年という形で規定しております。

以上のような規則を定め、来年の4月から名称の変更を進めていきたいと考えております。

なお、この名称の変更につきましては、先ほどの参考資料でございます先月の8月7日付けで市内全区長、全公民館分館長さんへ書面ではございますが、事前に周知させていただいております。

また、先ほどの、今月の予定のところでも申し上げましたとおり、24日に開催されます代表区長会で正式な変更についてご説明申し上げて、10月になりましたら改めて市内の全区長さん、あるいは全区長さんと全公民館長さんへ27年4月からの名称の変更につきまして準備していただくようお願いしたいと考えております。

規則の制定については以上でございます。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

17号議案について、御質問、御意見ありましたらお願いします。

○委員

第5条のところなのですが、推進員はその職務を遂行するに当たって法令条例並びに云々と書いてある、従わなければならないというふうに書いてありますが、例えば公民館だよりに私的な文章を、政治的とか自分の思いの文章を混ぜて一緒に配るといようなそういうことってというのは、違反になるのでしょうか。準公務員とすれば、そういう活動というのは政治的なものになるのかなとか。

○生涯学習課長

基本的に、社会教育法に基づく考え方で公民館というのは設置されておりますので、これまでの公民館長さんも社会教育に基づいた形で活動をしていただいているものと考えています。反面、その活動が一行政区の範囲内での活動にとどまっている場合と、もう少し広い全市的な活動にという場合があるかと思えます。したがって、例えば、さきほど言われました公民館だよりには何かしら自分の主張をされているということに対して、それを読まれたその行政区の中で、それを全体の総意としてだめだと判断されたのであればその文章は問題かなと思うのですが、そうでない二、三の意見をもってそれがいかんかということは、なかなか判断を行政側はできないのではないかなと考えているところですが。

○委員

なんか聞いた話なんですけど、その公民館だよりをいただいて、中にちょっとある事が

書いてあって、えっ、ていうふうに、こんなことを公の人が書いていいのか、配っていいのかという声が上がっているということなんですけど。

○生涯学習課長

行政区の中で配られていることでもありますので、行政区の総意としてそれはいかんということであれば、行政区として言っただくのかなと。

○委員

行政区として区長さんがその方にそういうことをしないようにというふうに言うことしかできないんですか。

○生涯学習課長

それも段階として前段階があろうかと思えますけれども、それを政治的な発言かどうかという、判断を行政区の中でまずしていただくのかなと。そしてその総意をもって教育委員会なりのほうへお申し出いただくのかなというふうに思います。

言論の自由もありますので、そことの兼ね合いでどういうふうに、その発言に対して対応をしていくのかというのは、二、三の意見ではなくて、総意でやっていただかないとなかなか難しいかなと思います。

○委員

それは、公民館長さんていうか生涯学習推進員の方がその立場でやっているということですよ。

○委員

やっているとすれば、新城市の生涯学習推進員ですって言って、その看板でそういう文章を出されるということは、新城市として何か問題があると考えませんかということですよ。

○委員

だとすれば、区の中のものもちろん役ではあるんだけど、新城市の費用弁償か何かもしているんですよ。そういう立場の方がそういうことをされて、いかにも、人によっては新城市の看板を背負ってやっってるんだから新城市の意見なんだろうとか、そこまで行かないかもしれない。内容がわからないので、あれですけども。その辺のことを懸念されるということだね。

○生涯学習課長

実際その館長自体は、区で選出していただいて、こちらがその方を委嘱しているということでもあります。選出自体は行政はかかわっておらないので、まず行政区の中でその問題をというふうに考えますけども。

○教育部長

ちょっとよろしいですか。あの、今回、いわゆる公民館の分館長さん、推進員になっていくわけでもありますけれども、位置づけとしては、市が委嘱をしておりますので、市の非常勤特別職というような位置づけにはなるのですが、これはこの制度の中での話ではありません。

実態としては、先ほど生涯学習課長から言いましたように、その選任は各行政区にお任

せしているわけですね。その行政区の中からこの方をということで、選出されてきた方を市が市の非常勤特別職として公民館分館長さんとして委嘱をするというような形になっているものですから、この辺非常に難しいんですけども、あまりがちがちにしてしまうと恐らく身動きが取れなくなってしまうと思います。

実際の活動としては、その行政区の中の公民館長さんとして、その行政区のためにいろいろ文化活動、生涯学習活動というものを展開していくリーダーのような存在になるわけですね。

ですので、そういったリーダーとしての存在をその行政区として、どなたがいいんであろうかということその行政区の中で考えていただいて選出されてみえた方だもんですから、こちらはその行政区の意向というものを尊重して、その方に委嘱しておるということです。ですので、もしもその中の活動そのものが、選出した行政区の中で、これは異論があるということであれば、まずは行政区の中でいろいろやっていただきたいというのが今の生涯学習課長の答えなんですね。

もっと進んで、非常勤特別職だから、いわゆる公務員なんですよ。それがそういったことをしていいのかどうなのか。いわゆる違法なのかどうなのかというのを問われたときに、これは非常に難しいです。

多分裁判になったときに、どうなのかな。市が例えば、これは憲法が規定する言論の自由という問題まで議論が行きますので、そういったときに市が果たして抑えることができるのか、司法とかでというのは非常に疑問がつくところでもあります。へたをすると市が負ける可能性があるという問題にこれはなっていくと思います。

ですので、地元の方が今の活動、行動に対して、そんなんでは行政区として困るということであれば、地域としてその方を下げるといいますか、というような行動を起こしていただかないと、こちらから一方的に罷免をするということは恐らくそんなに簡単にはできないであろうというふうに思います。

○委員

それで、区長さんがお集まりになったときとか、推進員の方がお集まりになったときに、その辺の道徳的な面でそういうことをおっしゃっていただくようなことというのはできるんですかね。

○生涯学習課長

現在、年度当初に現在の公民館長さん全員にお集まりいただいてという会議がございますので、そういうところでそういうお話しする方向で考えたいと思います。

○委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長職務代理者

ほかに、どうでしょうか。

それでは、いいかね。

この制度の制定について賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○委員長職務代理者

賛成多数。可決されました。

それでは、日程第3まで終わったので、ちょっと5分休憩します。

休 憩 午後3時40分

再 開 午後3時50分

日程第4 協議・報告事項

○委員長職務代理者

後半へ移ります。

日程第4 協議・報告事項、(1) 9月定例会市議会の概要について、部長さんお願いします。

○教育部長

資料は特にございませぬ。

9月定例会ですが、8月26日に召集告示がされまして、9月3日から9月19日まで、17日間の会期で行われました。9月3日が本会議第1日、9月8日と9日が本会議第2日、3日で一般質問が行われました。9月10日に本会議第4日、9月11日に厚生文教委員会がありました。

9月12日に予算決算委員会の補正予算が審議されました。16日に予算決算委員会の決算の認定が行われました。9月19日、本会議第5日、最終日で採決が行われたという形でございます。

今定例会市議会に挙げられました審議の議案でございますが、全部で69議案ございまして、報告案件9件、条例案件が11件、補正予算案が6件、決算認定が33件、人事案件4件、工事請負案件が1件、その他1件ということでございます。

教育委員会に関連をする議案でございますが、まず一つ目は、専決処分事項の報告ということで、これは千郷小学校におけるボールが、学校の外へ飛び出してしまったことによる車両破損事故の損害賠償を決めるものでございます。

それから、2点目といたしまして、先ほど議案にも上がりましたが、その大元となる新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正が行われまして、公民館分館長を生涯学習推進員に変更するというものでございます。

それから、三つ目といたしまして、一般会計の補正予算第2号になります。内容といたしましては、小中学校の管理事業といたしまして、施設整備の老朽化等による修繕を行っております。それから、作手小学校建設事業の補償費等の増額をしております。

それから、鳳来寺小学校の校舎の改修事業で実施設計、用地測量調査の予算を計上いたしました。

それから、新規事業といたしまして、給食方式の検討事業ということで、これは以前にこの教育委員会会議でも御説明をさせていただきました将来の新城市の学校給食というものをどういうふうにしていこうかということの基礎データ、基礎資料を集めるための予算

でございます。

それから、教育委員会の予算ではございませんが、企画課の国際交流の関連の予算といたしまして、冒頭に教育長報告の中にありました鳳来中学校の中学生をアラモに派遣をするという経費も計上しております。

それから、もう一つ、これは人事課のほうから上げた議案でございますが、教育委員さんの任命でございます。馬場先生の後任といたしまして、安形茂樹先生を選任するというものでございます。これらの議案につきましては、すべて可決されております。

それから、一般質問ですが、全部で14人の議員さんからありまして、教育委員会の関連の質問については2名の方からございました。まず一人目といたしまして、柴田賢治郎議員から、鳳来地区の道路整備についてということで、鳳来北西部地区の小学校統合における通学路整備状況について質問がございました。

これに対しましては、教育委員会といたしましては、学校統合においては、子どもたちの通学の足の確保と通学路のあり方については、最も重要な課題の一つとしてとらえております。再編検討委員会の分科会においても、バスのルートだとか台数、車種、乗降場所等が協議され、決定をしております。

また、通学路の整備状況につきましても、危険箇所の洗い出しを行っております。今後は、担当部署へ要望書等を提出することで話が進んでおりますという答弁をしております。

それから、二人目といたしまして、滝川健司議員から、これも冒頭ございました教育委員会制度改革についてであります。6月定例会で市長から示されました五つのポイントについて教育委員会での検討状況と方向性について伺うということで質問を受けました。

市教委では、地教行法の一部改正を踏まえて教育の中立性、継続性、安定性を確保するための新城教育のあり方について、4月から7回にわたり議論を重ねて来ている。さらに、6月市議会の市長提案を受けまして、教育憲章に特化した臨時教育委員会会議を7月、8月に4回開催をし、市教委としての前文と条文で構成をする新城教育憲章(案)をまとめたところであると。今後、市長との協議を進めていくという答弁をしております。

それから、市長が主催する総合教育会議の運営方針や、新教育長の主催する教育委員会会議の運営方針、それから教育委員会事務局体制のあり方の改善策、一定のルールの中での教育委員会への予算編成権の付与については、今後の検討課題としている。教育委員会としては、今回の市長提案は、教育の中立性、継続性、安定性を確保するとともに、新城教育の展望を開く画期的な提案と受けとめており、その具体化に向けて尽力をしておりますという答弁をしております。これは教育長が答弁をされました。

以上が一般質問であります。

補正予算の質疑でありますけれども、教育委員会の関連で、山崎祐一議員から質疑を受けました。学校給食方式の検討事業の目的と内容についてということですが、これは教育総務課長が答弁をしております。市内小中学校の給食は自校調理方式でおいしい給食を提供していますが、給食室が老朽化してきており、改築等の必要性が現在迫られている。衛生基準も近年厳しくなっていて来ており、すべての給食室を改修するには膨大な予算が必要となる

ため、給食方針の検討を行って、施設の改修計画を立てる参考とする目的で行うものであると。今後は、一部合理化する給食センター方式を取り入れるのか、各中学校単位の1カ所を改築し、近隣の学校に給食を運搬する親子方式で行うのか、自校調理方式を継続するのかを検討するために、1カ所当たりの調理場改築の概算額とか規模等について、基礎資料を積算することによって、今後の市教委で給食室、給食室の改修のあり方を検討を進めてまいりますという答弁をしております。

それから、決算の認定でございますが、ここでも山崎祐一議員から質疑がありました。3点ございまして、1点目といたしましては、いじめ対策事業の成果についてであります。

25年度は、7月と12月にいじめ人権サポート委員会を開催をしました。この委員会は、いじめや人権に関する情報共有や早期解決、重篤な事案への緊急対応を図るために設置されているもので、幸い昨年度は、この委員会で審議するような重い事案はなかったが、各委員がそれぞれの専門的見地に立った実態把握や対応のあり方などについて情報交換をしました。

成果としては、委員が互いにいじめ問題等に対する共通理解を図ることができ、いじめが起きてからの事後対応やいじめ予防のあり方についても積極的に対応できる連携体制づくりが進んだということであります。

それから、2点目といたしまして、不登校対策の成果について。これは、25年度より、不登校いじめ専門相談員が1名設置をされた。この相談員による家庭訪問、学校訪問などの相談活動は239回に上り、相談者が来庁するケースは35回あった。主に定期的に相談活動をしていた子どもの数は、小学生10名、中学生16名で、そのうち状況が好転したものは、小学校が6名、中学生が6名であると。精力的な相談活動により好転した子どもたちができたことが最も大きな成果であると。今後も地道な相談活動を続けていくことで子どもたちのサポートをしっかりとってまいりたいという答弁をされました。

それから、最後ですが、地域文化広場改修事業で、今回の修繕で施設の不備は解消されたかという質疑を受けております。

今回の改修は、大小ホールを始めとする大規模な空調設備とこれに伴う電気設備の改修を行ったものであります。これにより利用者が安全で快適な利用環境が整いました。また、今後の個々の修理に対しましても、迅速な対応が可能となったものでありますという答弁をしております。

9月の定例会につきましたの概要については、以上でございます。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

定例市議会について、何か御質問ありましたら。

○委員

1点、いいですか。

○委員

今言われた一番最後の文化会館、文化広場の改修事業、大小ホール、いろいろやられたということですけど、それって予算は幾らでした。大体、概算でいいです。どれぐらいか

かるのかなと思って。

じゃあ、後で、わかったところで教えてください。

○委員長職務代理者

また後お伺いするというので、いいですか。

○委員

いいです。

○委員長職務代理者

ほかに、どうですか。

(発言する者なし)

それでは、次へ行きます。(2) 平成27年度教職員定期人事異動方針について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

では、よろしくお願いします。

資料のほうを御用意させていただきました。平成27年度教職員定期人事異動方針検討資料というものでございます。かがみがありまして、1ページから10ページまで資料となっております。まず、この資料から申し上げますと、番号でいきますと3番から8番、ページ数でいきますと4ページから10ページまでの、資料は愛知県の教育委員会が平成27年度の教職員、市町村立学校事務職員栄養職員の人事異動方針、あるいは実施要領を定めてあるものでございます。

このところにつきましては、昨年度と平成26年度のものとは大きな異なっているところがございません。

県では、教職員、県費負担市町村立学校の事務職員、そして同じく栄養職員の3つについて出されているわけですが、新城市といたしましては、1ページにあります新城市教職員定期人事異動方針という形で一つにまとめて、このような形でご提示させていただきました。

県の方針も昨年度と変わっておりませんので、したがって、市の方針も、1ページにあるような内容とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

この人事異動方針の新城市のものを受けまして、実際の定期人事異動実施要領を、案でございませぬけれども、つくらせていただきました。県も、市も、大きく変わっておりません。同じく大きくは変わっておりません。1番目のところが管理職人事についてということ。2番目は教職員の人事について。そして、3番目はその他の事項ということになっております。

ただ、全く一緒というわけではありません。少し変えたところが2点ございますので、そこをご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3ページになります。3ページの⑤のところを読ませさせていただきます。「新規採用教員については、原則として初任校勤務3年をめどに異校種における職務経験を持てるように異動を配慮する」とさせていただきました。

どこが変わっているかと申しますと、「昨年度は、3年から6年をめどに」となってお

りましたけれども、1つが3年をめどにという形で、3年を過ぎたら小学校に勤めている人は中学校、中学校に勤めている人は小学校のように入れ代わって、違った校種をできるだけ早く経験してもらおうというような色合いを濃くさせていただきました。

2つ目の異なっているところは、新しくつけ加えさせていただきました⑩になります。(新規採用)のすぐ上のところにある⑩でございます。非常時対応等を考慮し、地元教員が1名以上、地元校へ勤務できるように配慮するというようなことをつけ加えさせていただきました。

できるだけその学校の職員が自分の勤務校に早く行ける方が、何か非常時の場合等につきましては、対応がスムーズに行くのではないかとというようなことを考えました。地元にも必ずしもいるとは限らないかもしれませんが、できるだけ早く駆けつけられる人を視野に入れながら異動を行っていくというようなことでこの2点、昨年度と変えてご提案させていただきました。

残りのところについては、ここに書いてあるとおりですが、特に変わった点ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

変更点、3ページの2点、説明していただきましたが、何か御質問、御意見ありましたら、お願ひします。

○委員

ちょっと確認の意味も含めてお願ひします。

今説明していただいた⑤については、これは原則として配慮するとそういうことだから、絶対にこういうふうにするというそういうことではないということですよ。それが一つ。

それから、もう一つは、⑩の地元というその意味なんだけど、例えば小学校でいえば、その小学校区にいれば地元なのか。中学校なら中学校区にいれば地元なのか。そこら辺の地元の意味合いはどうなのか。その2点、まずお願ひします。

○学校教育課長

まず、最初のご質問であります「3年をめど」にということなので原則としてありますので、3年たったらすぐ変える、絶対に変えるということではないと思ひます。

これは、やはり学校運営の問題がないように、支障を来さないようにということも現任校ではあると思ひますし、また、受け入れの学校で、特に小から中へですと、免許の関係で空きがあるかといったことも出てきますので、やはり原則としてということだというようにとらえています。

2点目のところでありますが、今、委員がおっしゃられたように、地元というと、小学校であれば小学校の校区のできるだけ地元、そして中学校だったら中学校区ということだと思いますが、いずれにしても、できるだけ早く駆けつけられるような形がとれる方がいいのではないかとということで地元という表現を使ったと考えております。

○委員

じゃあ、ちょっと関連して。まず最初の5番については、3年をめどにというのは、その年数がどうなのかということとはちょっとよくわかりませんが、早いうちに異校種における経験ができるということは、これはとてもいいことじゃないのかなというふうに思います。

やはり年をとってから始めて中学校へ行ったとか、その逆にずっと中学校へ勤めていて、初めて小学校へ行くというのは、なかなか本人にとっても大変なことがあるものですから、こういう配慮をしているということはとてもいいかなと思います。

ただ、何と言いますかね、1点、やはり特性というのか、本人の希望だとか特質といいますか、あるいは人間性だとかいろいろなことがあるものですから、やはりどうしても中学校向きだとか、あるいは小学校向きだということもあろうかと思うので、また、そこら辺の配慮はよろしくお願ひしたいと思います。原則として、こういうふうにするのは、やると思います。

それから、10番については、今のような時代、集中豪雨がいつ起こるかわからない、あるいは河川の氾濫も予想され、地震もそういう可能性があるという時代ですので、こういう配慮はとてもいいかなというふうに思います。

○委員長職務代理者

はい、ありがとうございました。

ほかにどうですか。

僕も、委員の質問に関連して新規採用教員、これに限らんですが、原則として初任校勤務3年をめどという場合に、本人の希望とか意向というものが大事にされるのかね。こうやっちゃうと、もう3年だから変わっても我慢するだよ、変わるだよという格好で行くのかね。

○学校教育課長

本人の希望ということもあるかもしれませんが、とにかく先ほど申し上げましたように、3年ですということ、絶対という意味ではございません。また、早いうちにやはり、両方を経験することによって教員として自分はどちらの方がより適しているかなというようなことも、得意とか不得意といったようなことも経験値として教員自身が学ぶチャンスでもあると考えますので、1回の異動としては、とにかく異校種を早いうちにやっておくということが大事だと考えています。

また、それ以降につきましては、本人の希望だとか、あるいは管理職が見ていて、まさに適材適所ということで登用していた方がいいと思います。今後その人のこと、そして新城の教育のことについて考えながら人事異動の方を進めていけばよいのではないかと考えております。

○教育長

5番と10番については、これまでも人事上配慮してきたことなのですから、あえて今回、明文化するという形で提案しております。

一番大きな理由は、子どもが減り、教師が減りという状況の中で片免だけ、あるいは一方だけの経験だと、人事が硬直化して学校の活性化が損なわれると。そういう意味合いで、

若いうちに両校種を経験させ、そしてより特性に合った校種に人事配置していくといったようなことがやはり新城教育にとっても非常にプラスになるであろうと。

そういったようなことで、これまで県では、県の方針としては6年という形でしか示されていなかったものを、あえて新城教育の中でこれまで行ってきたことを明文化することによって、新城へ初めて赴任してきた教職員においても、そういったことをきちっと自覚させて進めていくという形で明文化したものです。

○委員長職務代理者

採用試験というのは、今も小学校、中学校分かれてやっているのですか。

(「分かれて」の声あり)

○委員長職務代理者

分かれているのですね。

○委員

だから、分かれているということは、小学校を希望して受験した方は、基本的に最初は小学校へ赴任させる。中学校を受験した人は中学校。ただし、それから後は、教育委員会の人事方針に従ってやるということです。一応小中は義務ですからね。

○教育長

新城の教育を考えたときに、特に中学校の技能教科と、片免だけで入ってきたらもうその学校で生涯勤めるといような状況が生まれないとも限らない、そういう状況になってきているので、やっぱりそういうことをさけるためにも、新城に赴任する教職員については、できるだけ小学校、中学校の免許、両方を取得するように、片免だけの人だったらもう一方の免許を取ってもらうような、そういう働きかけをして、両校種を経験できるようにという配慮をしていきたいというふうに考えております。

ですから、割愛で外から新城市を希望してきたときなんかでも、人事配置等を見て片免だけだというと、本当に受け入れが今後難しくなるという状況です。

本来なら割愛希望ということで、例えば尾張において新城を希望したときに、そこに欠員が生じたならば入れていくというのが建前なのですけれども、しかし、そうした場合に将来を考えたときに、人事がにっちもさっちも行かないというような自体が生まれんとも限らないので、そのためにもそういった希望についても、新城市の人事事情を説明する中で納得していただくという形で進めていきたいというふうに考えております。

○教育長

ですから、若いうちに両方経験させて、自分の特性を自分で自覚してもらうことによって、そしてどちらの校種に向くかということ判断して、そこで専門性を磨いていただくという形です。

少なくとも県は、受験の段階で本人の意思は確認できるわけですから、中学校を受審するものは中学校という形で、ですから、愛知県は、そういう受審の窓口は両方であっても、任用してからは小中両方を経験させていますけれども、例えば名古屋市だとか他県においては、もうそのまま生涯、中学校なら中学校ばかり、小学校なら小学校ばかりという政令指定都市や県のほうが多いんです。

そうなる、やっぱり児童観にしても、教育観にしても、限られた範囲での価値観、あるいは指導法しか学べないので、なかなか幅が広がらない。そういう面においては、教育の充実を期する上でも、愛知県の方式というのは非常に有効な人事方針であるなというふうに思っております。

○委員長職務代理者

僕としては、前のシステムのほうがいいけどね。中学校なら中学校で通せる。小学校なら小学校で通せるというほうが。それじゃあ、新城市へ来るだったら両方やらなきゃだめだよ。それがいやなら来んほうがいいよっていう意味になるね。

○教育長

そんなことは言えないので、努力義務として。だから、新城市の人事状況を考えると、小学校、中学校の両方の免許を取得しているというほうが有利ですよという話是可以するわけですよ。

○委員長職務代理者

有利ですよってどういうことだね。

○教育長

有利ですよということは、割愛なり、あるいは新城市へ入りたいという希望の実現性が高くなりますよということなんですね。ただでさえ学校統合という中で、教職員に外へ出してもらわなくてはならないという実情が生まれているということについては、希望する者においては、地域の状況というものもしっかり把握して希望を出していただきたいということです。

○委員長職務代理者

ほかにどうでしょう。

○委員

今言われたことで、愛知県の場合は、小中学校間の人事交流を活発化し、異なる校種における職務経験を持つように配慮するというのが定期人事異動方針の実施要領に書いてあるものですから、それは全然問題ないと思いますね。

ただ、先生の言われるように、どう考えてもこの人は客観的にも、主観的にも小学校向きだなという人もおると思うので、そういった場合はまたそれなりの配慮があるというふうにとらえておけばいいかなと思います。

○委員長職務代理者

ほかにどうでしょうか。

毎年同じことのお願いで恐縮ですが、組織が生きるも死ぬも人事次第、大変な作業になるろうかと思いますが、それでもここは何が何でも、だれでも、みんなが希望を持って、やる気を持って取り組めるような人事をお願いしたいと思います。

○教育長

人事担当の者としても、校長面談、恐らく新城市が愛知県下で一番やってると思います。4回の人事面談を通して、それぞれの先生方の様子、学校運営の中におけるそれぞれの働き等を把握し、そして得意・不得意、あるいは人間的な面も掌握して、校長意見を尊重す

る中で、あるいは個人意見を尊重する中で人事を進めるというのが、これまでもやってきたことですし、今後もそういうことを進めて、個人を生かす、そして学校力をつけるという方向で進めていきたいというふうに考えます。

○委員長職務代理者

ぜひそのようにお願いします。

○委員長職務代理者

いいですかね。

ほかにどうでしょうか。

(発言する者なし)

いいですかね。

このような方針で27年度の人事を進めていただくということに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

それでは、この形でよろしくをお願いします。

次行きます。(3) 図書館まつり2014の報告について、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習参事

資料ですが、学校教育課の10ページの裏をごらんください。

図書館まつり2014、各行事参加者数という題であります。

5回目になりました。ことしは、「つなげよう 人とまちと図書館と」をテーマに、普段図書館を利用されていない方もイベントを通して図書館に興味を持っていただき、図書館の利用促進のために開催しましたけれども、当日は、教育委員さんにも足を運んでいただきまして、盛大に開催することができまして、ありがとうございました。

それでは、各行事参加者数から説明させていただきます。

8月22日から3日間行いまして、22日の万華鏡から各種ワークショップを開催しました。定員が、横に書いてありますが、定員をオーバーするワークショップもありまして、盛況でありました。24日の日曜日には本のリサイクル会がありまして、延べ人数227人ということで、昨年度207人を上回る来館者がありました。

リサイクル会で持って行っていただいた本も、ことしは91.4%と、昨年70%と比べて、どうしてこういういい数字になったか、いい本が出たのかわかりませんが、かなりの良い数字でリサイクル本を持って行っていただきました。

それから、24日の最後に、たにぞうの元気が出るライブというのがありますが、定員が150名のところ、ことしは1日でチケットが完売するほどの盛況でありまして、当日は親子で笑い声が絶えず、楽しい一時を過ごすことができました。まさに幼児から図書館を、固いイメージだけではなくて、楽しんでいただくきっかけづくりになったと思います。

下の方に行きまして、当日の入館者数と貸し出し冊数の対比ですが、上のほうにことし、下のほうに去年の数字が書いてあります。ことしは、3日間の合計で、入館者数は昨年度

比194人増、貸し出し冊数も264冊の増ということで、昨年度より好評でありました。

それから、この8月24日のたにぞうライブを始めとして運営には多くの実行委員さん、ボランティアの方に協力を得て開催しましたがけれども、去年より増加したのは、今まで4回開催したそういった反省を踏まえまして、継続してきた積み重ねが大きいのと、特に実行委員さんによる講師の選定も大きく影響した成果であると思います。

ちなみに、実行委員さんは、全部でボランティアを含めて30人ほどみえまして、常時10名ほど参加していただいておりますけれども、4月から6回開催しており、今後も反省会を含めて、昨年は12回ほど開催しておりますけれども、講師の選定など、早め早めから選定した結果がこういった好評につながったと考えております。

裏を見ていただきまして、裏には一般用アンケートをしております。問1の住所ですが、市内が多いですけれども、17%が市外からの来館者となっております。

問2の年齢についてですが、10歳未満、小学校3年生以下が37%、②の10代を含めると2人に1人は10代の来館者でありました。

問4の図書館まつりをどこで知りましたかということで、ことしはポスターも予算をいただきましたので、チラシポスターが全体の45%のPR効果につながりました。

その下の日数は二、三日が適当であるが、半数ほどありまして、二、三日程度が適当であると考えております。

最後には、印象に残ったイベントということで、消しゴム版画とか、たにぞうライブさんが好評だったということでもあります。

以上であります。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

何か御質問ありましたら。

(発言する者なし)

いいですかね。

いい図書館まつりができて、よかったです。お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、次に入らせていただきます。

日程第5 その他

○委員長職務代理者

それでは、日程第5 その他、(1)平成26年度愛知県教育委員会教職員表彰の被表彰者の決定について。これは秘密会議ということで、後に回します。

(2)新城市芸術鑑賞教室について、文化課、お願いします。

○文化課長

今の図書館まつりの後ろにチラシをつけさせていただいておりますけれども、文化事業の新城市芸術鑑賞教室のお知らせさせていただきます。

本年度の芸術鑑賞教室を10月8日の水曜日、午後1時半から文化会館大ホールで開催い

たします。

市内の小学五、六年生を対象にしまして、本年度は劇団たんぼぼの「かさねちゃんにきいてみな」という劇を開催いたします。

以上でございます。

○委員長職務代理者

何か御質問ありましたら。

(発言する者なし)

それでは、次へ行きます。きのこ展の開催について、文化課、お願いします。

○文化課参事

鳳来寺山自然科学博物館から、秋の特別展ということで、きのこ展の紹介をさせていただきます。

この9月28日から10月31日までになります。去年は50周年で開催できなかったのですが、恒例の展示会ということで、今年また復活ということになります。

この展示会は、新城地方の野生のきのこをそのまま実物の状態で見させていただくというのが売りの展示会になっておりまして、きのこシーズンの秋に市民の皆さんも野生のきのこをお持ちになることも多いわけなんですけれども、そこで展示、それから、きのこ相談も含めた展示会を10月末まで行うという予定で計画をしております。

以上です。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

何か御質問ありましたら。

地元で毒きのこを食べて大変なことになったなんていう例は最近あるかね。

○文化課参事

博物館にはそういった情報は入っていません。

○委員長職務代理者

こういうことをやってね、事故のないようにできるといいと思います。いい行事を計画していただいて、ありがとうございます。

ほか、いいですか、御質問。

(発言する者なし)

次行きます。(4) シンポジウム「東三河のジオサイトの可能性」の開催について、文化課、お願いします。

○文化課参事

それでは、鳳来寺山自然科学博物館から説明させていただきます。

現在、東三河ビジョンの一つに東三河ジオパーク構想の推進というのがありますが、そういったことも受けて行うものです。

開催時期ですが、11月16日に博物館の学習室を会場にして行います。

テーマとしましては、「東三河のジオサイトの可能性」ということでシンポジウムを行います。

講師には、当館の学術員でもありますが、愛知教育大学の名誉教授の仲井豊先生、そして豊橋市の自然史博物館館長の松岡敬二さんが来ていただけます。

そして、チラシの後ろを見ていただきますと、シンポジウムの具体的な内容があるわけですが、市長に主催者としてあいさつしていただいた後に、教育長から趣旨説明ということで「魅力ある大地でつながる東三河について」お話しをいただきます。その後、先ほど紹介しました講師の方に講演をしていただくということで、午前中をシンポジウムに予定しております。

午後は、ミニツアーということで、鳳来寺山とその周辺のジオサイトを巡る小さなツアーを予定しております。玖老勢にあります花垣鉦山跡、そして鳳来寺山、鳳来峡の馬の背岩、そういった天然記念物、そして、それに付随する景観等を参加者の方から30名限定で御案内するというツアーを計画しております。

以上です。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

何か御質問ありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

いいかね。

よろしくお願いします。

○スポーツ課長

スポーツ課からお手元に2点ほどチラシを配付させていただきました。

1点は、第39回新城マラソンの開催要項等ができあがってまいりましたので、いち早く委員の皆さんにお配りしたものでございます。こちらのほうにお名前をお書きいただきまして参加申し込みをしていただけると、ありがたいと思います。

もう1点でございます。新城ラリーの見どころ紹介ということで、これは先ほど話題のものになっておりましたが、愛知県の地域振興部の地域政策課がチケット、PR等を通して、業者委託いたしましたので、プロの手でつくり上げたものでございます。新城ラリーの見どころの紹介と新城市内のドライブマップ、そして愛知県内は自動車産業の県だということで、愛知県内の工場見学マップみたいな形で紹介等をしてございます。

これをもちまして、いろいろなイベント等に出かけまして、新城ラリーの紹介と1枚だけのもう少し新城ラリーに特化したものも持って、いろいろラリーのPRを行っております。あしたは岐阜に出かけます。よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長職務代理者

ありがとうございました。

日程第4(1)を除いて、予定の議事すべてを終わりましたが、そのほかに何かありましたら。

○文化課長

先ほどの文化会館の改修の関係なのですけれども、工事としては2本ありまして、空調

改修工事と空調改修工事に伴う電気工事ということで、空調工事につきましては約1億7,300万円、電気工事につきましては約1,100万円ということで、1億8,400万円強の工事費となっております。

○委員

ありがとうございました。

○文化課長

個々の部屋の空調機については直したところもあるのですが、もう25年ぐらい経ちますが、初めて、主に大ホール、小ホール、それと大会議室、展示室という大きなところの空調工事を行いました。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

ずっとこのところやって来たのは音響工事、照明工事、それから外壁工事、その前には反響盤のワイヤーを変えるということ、合併してから一番最初にやったことです。これが耐用年数15年なんだけれども、十七、八年になっておって、もう生命にかかっているもので何とかしてくれってということでやったのが一番最初で、その後、外壁のほうはやっばりはがれてきたりなんかで外壁工事をやって、照明をやって、音響をやって、空調をやって、トータルでは10億弱行ってるじゃないでしょうか。

○教育長

これから20年後にはまた必要になるものです。15年から20年後ごとに、箱ものはも絶対にかかるものです。

○委員

メンテナンスが結構大変なお金がかかるんですね。はい。

○委員長職務代理者

いいですか。ほか、いいですか。

(発言する者なし)

それでは、次回の定例会議は、10月23日木曜日、午後2時30分、この場所ということでいいでしょうか。

委員長の都合は聞いてないですね。委員長が都合が悪いなんていうことだったら、皆さん、ご都合聞いて、また改めて調整させていただきますので、とりあえずこういうふうに決めておきます。

それから、研修会については、この後、教育長室で改めて相談します。

それでは、残っている日程第5の(1)に入ります。ここから秘密会議ですので、よろしくをお願いします。

(秘密会議)

閉 会 午後4時10分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記